

福岡県医発第1993号（地）
平成26年10月20日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

支援給付の支給決定がされている中国残留邦人等に対する
本人確認証交付実施要領の改正について（通知）

中国残留邦人等に対する医療支援給付につきましては、平成20年3月28日付け福岡県医発第2340号（地）等によりご連絡申し上げているところであります。

今般、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律106号）」が、平成26年10月1日に施行されることに伴い、厚生労働省社会・援護局より「支給給付の支給決定がされている中国残留邦人等に対する本人確認証交付実施要領の改正について（通知）」が発出された旨、日本医師会より通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

これは、今回の法律の題名改正を本人確認証の様式等に反映させる趣旨の内容となりますが、既に発行されている本人確認証については、2年毎の更新または再発行を契機に差し替えることでさしつかえないこととなっております。

つきましては、貴会におかれましても本件に関してご丁知頂きますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険・後期高齢者医療担当理事 山下拓郎
会長 廣瀬真恵

日医発第 633 号 (保 121)
平成 26 年 9 月 11 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横 倉 義 武

支援給付の支給決定がされている中国残留邦人等に対する
本人確認証交付実施要領の改正について (通知)

中国残留邦人等に対する医療支援給付につきましては平成 20 年 3 月 27 日付事務連絡 (保 224) 「中国残留邦人等に対する支援給付の実施について」等により、ご連絡申し上げているところであります。

今般、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律 (平成 25 年法律 106 号)」が、平成 26 年 10 月 1 日に施行されることに伴い、厚生労働省社会・援護局より「支給給付の支給決定がされている中国残留邦人等に対する本人確認証交付実施要領の改正について (通知)」が発出されましたので、ご連絡いたします。

当通知は、当該法律の題名改正に伴い、支援給付の受給を証明する「本人確認証」の様式内にある法律の題名を改正する趣旨の内容となりますが、既に支援給付の対象者に交付されている「本人確認証」につきましては、引き続き使用でき、今後、2 年ごとの更新又は再発行を契機に改正後の法律の題名を反映された本人確認証へ随時変更する取扱いとなります。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・支援給付の支給決定がされている中国残留邦人等に対する本人確認証交付実施要領の改正について (通知)

(平 26.9.2 社援発 0902 第 2 号 厚生労働省社会・援護局長)

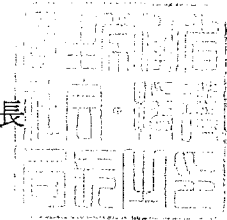
社援発0902 第2号

平成26年9月2日

公益社団法人

日本医師会会長 殿

厚生労働省社会・援護局長



支援給付の支給決定がされている中国残留邦人等に対する
本人確認証交付実施要領の改正について（通知）

今般、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律106号）が平成26年10月1日に施行されることに伴い、「支援給付の支給決定がされている中国残留邦人等に対する本人確認証の交付について」（平成20年3月31日付け社援企発第0331004号厚生労働省社会・援護局援護企画課長通知）の別添「支援給付の支給決定がされている中国残留邦人等に対する本人確認証の交付実施要領」を別紙のとおり改正することとしました。

なお、本改正は、法律の題名改正を本人確認証の様式等に反映させるものですが、既に支援給付の対象者に交付された本人確認証については、2年ごとの更新又は再発行を契機に改正後の法律の題名を反映することとして差し支えないこととしております。

以上御了知の上、その取扱いに御留意いただき、会員への周知を図っていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

新 旧 対 照 表

改 正 後	現 行
別 添 支援給付の支給決定がされている中国残留邦人等に対する本人確認証交付実施要領 1 趣旨 <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国後した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号）に基づく支援給付の支給決定がされている者（配偶者を含む。以下同じ。）に対し、支援給付が支給決定されている者であることを証明する本人確認証（以下「確認証」という。）を交付することとする。 2～7 略 別記様式第1号 （表面） 本人確認証 No 氏 名 生年月日	別 添 支援給付の支給決定がされている中国残留邦人等に対する本人確認証交付実施要領 1 趣旨 <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号）に基づく支援給付の支給決定がされている者（配偶者を含む。以下同じ。）に対し、支援給付が支給決定されている者であることを証明する本人確認証（以下「確認証」という。）を交付することとする。 2～7 略 別記様式第1号 （表面） 本人確認証 No 氏 名 生年月日

性 別 住 所	性 別 住 所
上記の者については、<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国後した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号）に基づく支援給付の支給決定されていることを証明する。	上記の者については、<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号）に基づく支援給付の支給決定されていることを証明する。
発 行 日 平成 年 月 日	発 行 日 平成 年 月 日
実施機関の長 印	実施機関の長 印
この確認証の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。	この確認証の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

別 添

支援給付の支給決定がされている中国残留邦人等 に対する本人確認証交付実施要領

1 趣旨

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付の支給決定がされている者（配偶者を含む。以下同じ。）に対し、支援給付が支給決定されている者であることを証明する本人確認証（以下「確認証」という。）を交付することとする。

2 発行及び交付

確認証は、原則として、支援給付の実施機関の長が、支援給付の開始を決定した日及び平成20年から2年ごとの4月1日に発行し、支援給付の支給決定がされている者に速やかに交付するものとする。

3 様式等

- (1) 確認証の様式の標準は、別記様式第1号のとおりとする。
- (2) 確認証には、本人を確認することができる写真を貼り付けるものとする。

4 有効期限

確認証の有効期間は、原則として、その発行の日から次の確認証の発行日の前日又は本人が支援給付を受けなくなった日の前日までとする。

5 注意事項の説明

支援給付の支給決定がされている者に確認証を交付するに当たっては、次に掲げる注意事項について必要な説明を行うものとする。

- (1) 確認証を他人に貸与し、又は譲渡することができないこと。
- (2) 確認証を紛失したときは、直ちに発行者に届け出ること。
- (3) 次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに発行者に確認証を返納すること。
 - ①本人が支援給付を受けなくなったとき。
 - ②確認証の記載事項に変更があったとき。
 - ③確認証の有効期間が満了したとき。
 - ④確認証が使用に耐えなくなったとき。
 - ⑤確認証が再交付された後、紛失した確認証を発見したとき。
- (4) 医療機関で受診する際には、確認証を窓口に提示すること。

6 再発行及び再交付

- (1) 5(2)、5(3)②又は5(3)④に該当したときは、発行者は、確認証を再発行し、支援給付の支給決定がされている者に再交付する。
- (2) 確認証の再交付の申請様式の標準は、別記様式第2号のとおりとする。

7 確認証発行一覧表

- (1) 発行者は、確認証発行一覧表を整備するものとする。
- (2) 確認証発行一覧表の様式の標準は、別記様式第3号のとおりとする。

(表面)

本人確認証		No. _____
氏 名	2.5cm 3cm 写真	
生年月日		
性 別		
住 所		
上記の者については、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく支援給付の支給決定されていることを証明する。		
発行日 平成 年 月 日 実施機関の長印 		
この確認証の有効期間は、平成 年 月 日から 平成 年 月 日までとする。		

(裏面)

(注意) (1) この確認証は、他人に貸与し、又は譲渡することはできません。 (2) この確認証を紛失したときは、直ちに発行者に届け出て下さい。 (3) この確認証は、次の場合は直ちに発行者に返納してください。 ①御本人が支援給付を受けなくなったとき。 ②確認証の記載事項に変更があったとき。 ③確認証の有効期間が満了したとき。 ④確認証が使用に耐えなくなったとき。 ⑤確認証が再交付された後、紛失した確認証を発見したとき。 (4) 医療機関で受診する際には、この確認証を窓口に提示して下さい。
--

(備考)

1. 再発行の場合は、再発行と表示する。
2. フィルムで完全密封する。

別記様式第2号

		(決裁欄)		

本人確認証再交付申請書

平成 年 月 日

支援給付の実施機関の長 殿

氏 名

生年月日

下記理由により、本人確認証の再交付を申請します。

記

☐ 紛失	☐ その他 ()
☐ 改姓 (旧氏名	)
☐ 住所変更	旧 新

別記様式第 3 号

本人確認証発行一覧表

発行番号	氏 名	発行年月日	再発行月日	有効期限	現 住 所

注 異動者については、その都度、その旨を記入すること。